

事務連絡
令和8年2月26日

関係行政機関・団体 御中

静岡労働局労働基準部健康安全課長

個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る「改正労働安全衛生法」の周知依頼について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格段のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が第217回国会で成立し、令和7年5月14日に公布されております。

改正法では、既存の労働災害防止対策に個人事業者等(中小企業の事業主又は役員を含む。以下同じ。)をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に、個人事業者等自身が講じるべき措置や、当該場合に注文者等が講じるべき措置等が規定され、順次施行が予定されています。

つきましては、リーフレット「労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて」を当局ホームページ内の以下の専用サイトに掲載していますので、改正法の施行について、貴団体会員に御周知いただきますようお願い申し上げます。

【静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス】

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_01508.html



担当

静岡労働局労働基準部

健康安全課 畑

電話054-254-6314